

幼保連携型認定 星の子こども園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始に当たり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設等の概要

・施設の種別	幼保連携型認定こども園
・運営法人の名称	社会福祉法人 愛心会
・施設の名称	星の子こども園
・施設の所在地	神戸市北区鹿の子台北町3-2-24
・施設の電話番号、FAX番号	TEL：078-951-1152 FAX：078-951-1153
・電子メール	hoshinoko@aishinkai.ne.jp
・施設の管理者の職名及び氏名	園長 飯田 晴信
・認可年月日	平成28年4月1日

2 教育・保育等の内容、施設の詳細

・施設の開所時間	午前7時～午後7時
・施設の利用定員	1号 15人 2号 90人 3号 60人
・学級数	1学年1クラスまたは2クラス
・運営の方針	

保育の理念

社会福祉法人 愛心会の運営する幼保連携型認定 星の子こども園は、認定こども園法に基づき満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を考え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。

「星さんは見えない時でも輝いているんだよ」

子どもたちは誰もが、いつの世も、未来を担うべく希望の星として、大切に育てられるべきである。またその大切な星たちもそれぞれの個性、感性を持ち、影響を与えあいながら成長している。

職員は豊かな愛情をもって保育にあたり、伸び育とうとしている子ども一人ひとりを見つめ続け、目には見えなくても、生まれつつある個性や能力の芽を大切に育て、児童の処遇向上のため知識の習得と技術の向上に努める。また、家族援助のために常に社会性と良識に磨きをかけ相互に啓発するものである。

教育・保育の基本方針

教育・保育方針は、「幼保連携型認定こども園 教育・保育要領」に依拠して、職員が保育に臨む基本的姿勢にあっては、子どもや家庭に対してわけへだてなく保育を行い、人権を尊重しプライバシーを保護することを第一義とする。また、常に児童の最善の幸福を願うために保護者から意見や要望があれば真摯に傾聴し、不明な所があれば平易に説明をして、よりよい保育の為に努力研鑽することを基本とする。

子どもの安全とよろこびを最優先に考えています。

星の子こども園は、子どもの心身共に大きく育っていくすべての可能性を最大限に活かし、明日を担う星の子をモットーに、温かみのある、質の高い、安心できる保育を実施します。一方的に教え込むのではなく、保育生活の中で、子どもの視点を大切にした教育を実現することにより、自立心、協同性、思考力、道徳性などを身に付けていき、自らの力で豊かな感性、個性を発揮・発達させていけるよう、子どもたちをサポートしていきます。

教育・保育目標

《いのちを大切にする子ども》

- ・人の気持ちがわかる子ども
- ・自分で見て考え、自分のことばで言う子ども
- ・豊かに感じ取り、表現する子ども
- ・助け合い、力を合わせる子ども
- ・人や物とのかかわりを喜ぶ子ども

上記5つは相互に関連し結び合い、保育の間ではどれ一つ突出しないよう、またどれ一つ欠けることのないように、子どもの育ちを見守り育てます。

(教育・保育目標)

- | | |
|------|---|
| 0 歳児 | 個々の生活リズムを重視し、生理的・依存的欲求を満たし、情緒の安定を図る。 |
| 1 歳児 | 安心できる保育者との関係の下で自分でしようとする気持ちの芽生えを促す。 |
| 2 歳児 | 簡単な身の回りの活動を自分で行い、生活や遊びの中で言葉のやり取りを楽しむ。 |
| 3 歳児 | 身近な環境に興味を持ち、自分から関わり、生活を広げていく。 |
| 4 歳児 | 保育者や友達とのつながりを広げ、集団で活動することを楽しむ。 |
| 5 歳児 | 一つ一つの遊びや行事を通して友だちとの関わりを深め、共通の目標に向かって取り組むことで、助け合うことの大切さに気づき、達成感を味わう。 |

- 教育・保育の内容

幼保連携型認定こども園 教育・保育要領に基づき、支給認定を受けた保護者にかかる園児に対し、特定教育・保育を提供する。2・3号認定こどもについては、当該支給認定における保育必要量の範囲内において特定教育・保育を提供します。

- 延長保育の内容

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定にかかる園児に対し保育の必要な範囲内において延長保育を提供します。

- 食事の提供

食事は園内の調理室で調理を行い、提供します。

1号認定子どもについては昼食を、2・3号認定子どもについては昼食および午後のおやつを提供します。(0・1歳児についてはこれに加え午前中に牛乳を1回提供します。)

- 預かり保育

1号認定子どもは、教育のための時間終了後、在籍している子どものうち希望者に対して預かり保育を行います。

- その他保育にかかる行事等

入園式
参観日
お泊り保育
星まつり
スポーツフェスタ、遠足
キラキラ劇場
お別れ遠足
卒園式

- 教育・保育を提供する日

(1号認定子ども)

月曜日から土曜日まで。

ただし以下の日は休園日とし、特定教育・保育を提供しないものとします。

年末年始／日曜・祝祭日

夏季休業 (8月1日～8月31日)

(2・3号認定こども)

年末年始(12月29日～1月3日)日曜・祝祭日を除く月曜から土曜日まで。

・教育・保育を提供する時間

(1号認定こども)

教育標準時間

9時から14時まで

(2・3号認定こども)

保育標準時間認定

7時30分から18時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間
保育短時間認定

8時00分から16時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

※土曜日・お盆期間・年末年始は、連携施設である小規模保育園ほしぞらと共同保育を行います。

・居室面積、園舎面積、園庭面積等

敷 地 面積 約 2,400 m²

建 物 鉄筋コンクリート 2 階建て

延べ床面積 1084.43 m² 乳児室・ほふく室 3 室 153.72 m²

保育室・遊戯室 8 室 557.01 m²

その他、調理室、医務室、調乳室、事務室、会議室

設 備 空調、床暖房、大型総合遊具、駐車場、屋上、プール

園 庭 816.00 m²

3 職員の体制

・職種別の職員の数（資格保有者の数）

園 長 常 勤 1 人（社会福祉主事）

主幹保育教諭 常 勤 2 人（幼稚園教諭免許、保育士資格）

保育教諭 常 勤 24 人（幼稚園教諭免許 24 人、保育士資格 24 人）

調理員 常 勤 5 人（調理師免許 5 人、栄養士 5 人）

・職員の勤務形態、労働時間

正規職員の勤務時間帯

①7:00～16:00 ②8:00～17:00 ③9:00～18:00 ④10:00～19:00

・連携施設等（ほしぞら）

内容①保育に関する相談・助言

②合同保育

③代替保育の提供

④嘱託医による健康診断等の支援

4 利用料等

- 利用者負担額

支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額の徴収を行います。

- その他の費用

延長保育料・預かり保育料について、別紙のとおり徴収を行います。

- 支払方法

利用者負担額（延長保育・預かり保育料(月額)、含む）については口座振替で毎月20日に引き落としされます。

※利用料について3か月以上の滞納があった場合は退園していただくことがあります。

利用者負担額以外の費用(別紙記載)については別途現金にて徴収いたします。

5 契約の解除

園児が小学校に就学するときは、卒園するものとします。

下記の場合、教育・保育の提供を終了し、退園させるものとします。

- 支給認定保護者が退園を申し出たとき
- 保育認定こどもに該当しなくなったとき
- その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

6 学校医

- 学 校 医 山脇クリニック院長 山脇 康平
- 学校歯科医 しわ歯科院長 紫和 直樹
- 薬剤師 細見 尚子

7 健康診断の実施

- 内科健診

全年齢対象に年2回（6月と11月）実施します。

- 歯科健診

全年齢対象年1回（6月）、4・5歳児のみ年2回実施（11月）

- 耳鼻科健診

0・1・2歳児 保健調査票で該当者のみ 4・5歳児全員 年1回実施（11月）

- 眼科検診

4・5歳児のみ 年1回実施（11月）

- 尿検査

年1回実施（5月）

- 身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。

結果についてはコドモンアプリ健康記録に記載します。

- 清潔検査

毎月2回、髪の毛・爪の検査を行います。結果についてはコドモンアプリに記載します。

(お知らせのある方のみ)

- フッ化物洗口

週2日、4・5歳児のみ実施します。

8 要望・苦情・相談の受付

- 相談窓口

担当者 主幹 三崎 美佐子

責任者 園長 飯田 晴信

連絡先等 電話 078-951-1152

- 第三者委員

地域委員 松田 智佐子 (連絡先 電話 090-9712-1023)

地域委員 辻本 悠丞 (連絡先 電話 078-953-2157)

9 利用者に対しての保険

保険名称 日本スポーツ振興センター災害共済給付

保険の内容 死亡 3,000万円

障害 4,000万円～88万円

負傷 医療費

10 非常災害時の対策

退避訓練 月1回実施

災害時の避難場所 北神戸中学校

緊急連絡先 (緊急用携帯電話) 090-9383-2150

11 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用します。

(説明者)

幼保連携型認定

星の子こども園 園長 飯田 晴信

私は本書面に基づいて事業者から重要事項及び入園の説明を受け、内容につき同意しました。

令和 年 月 日

(説明を受けた保護者)

住 所

氏 名

印

児童との続柄

児童氏名

別表

1 利用者負担以外の徴収金について

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
スポーツ共済保険掛金	スポーツ共済に係る費用	年額 240円
2号認定子どもに係る主食費	2号認定子どもに係る主食の提供費用	月額2,000円
1号認定子どもに係る主食費	1号認定子どもに係る主食の提供費用	月額2,000円
2号認定子どもに係る副食費	2号認定子どもに係る副食の提供費用	月額4,500円
1号認定子どもに係る副食費	1号認定子どもに係る副食の提供費用	月額1,000円

※主食費・副食費ともに園による「実費徴収」となりますので、ご注意ください。

※その他、行事・制服・持ち物・絵本などに係る費用等については、事前に保護者に説明・同意の上、徴収するものとする。

2 預かり保育、延長保育に係る利用者負担

- ・預かり保育のみ利用の場合（1号認定こども）

7:30～9:00 / 14:00～18:30 日額450円

- ・延長保育(どちらか30分)を利用の場合

7:00～7:30 / 18:30～19:00 月額2,500円 日額300円

- ・延長保育を朝夕どちらも利用の場合

月額4,500円 日額500円

(説明者)

幼保連携型認定

星の子こども園 園長 飯田 晴信

私は本書面について事業者から重要事項及び入園の説明を受け、内容につき同意しました。

令和 年 月 日

(説明を受けた保護者)

住 所

氏 名

印

児童との続柄

児童氏名